

平成15年(行ケ)第56号 審決取消請求事件
口頭弁論終結日 平成15年7月14日

判決

原告	大王製紙株式会社
同訴訟代理人弁理士	永井義久
被告	守屋昭良
同訴訟代理人弁護士	白十字株式会社
同	牛島信博
同	長瀬山敏
同	東田圭
同訴訟代理人弁理士	本樺澤
同	樺澤
同	山田哲

主文

1 特許庁が無効2002-35171号事件について平成15年1月7日にした審決のうち、特許第2720977号の請求項1, 3(いずれも同年5月27日付け訂正2003-39049号事件の審決確定前のもの)に係る部分を取り消す。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

1 原告は、主文第1項と同旨の判決を求め、主文第1項記載の審決(以下「本件審決」という。)の対象となった、特許(原告を特許権者とする特許第2720977号。以下「本件特許」という。)の請求項1ないし4(以下「旧請求項1ないし4」という。)につき、特許請求の範囲の減縮等を目的とする訂正を認容する審決(訂正2003-39049号事件)が確定したから、本件審決のうち本件特許の旧請求項1, 3に係る部分を取り消されるべきである旨述べた。

2 本件特許の旧請求項1ないし4につき、特許請求の範囲の減縮等を目的とする訂正(この訂正により、旧請求項3は、新請求項1の従属項として、新請求項2に項番が繰り上げられ、旧請求項1に代え、新請求項1を引用するものとなり、また、旧請求項1を引用する形式の旧請求項2は、独立形式に変更され、新請求項3に項番が繰り下げられ、さらに、旧請求項4は削除された。)を認容する前記訂正審決が確定したことは当事者間に争いがない。そうすると、本件審決のうち旧請求項1, 3に係る部分は、結果として、判断の対象となるべき発明の要旨の認定を誤ったものとなり、この誤りが本件審決の上記旧請求項1, 3に係る部分の結論に影響を及ぼすことは明らかである。

したがって、本件審決のうち上記旧請求項1, 3に係る部分は取消しを免れない。

3 以上によれば、原告の本件請求は理由があるから、これを認容することとし、また、訴訟費用については、本訴の経過にかんがみ、これを原告に負担させるのを相当と認め、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官	北	山	元	章
裁判官	青	柳		馨
裁判官	沖	中	康	人